

八王子市健康医療計画推進会議開催要綱

平成 27 年(2015 年)4 月 1 日施行

改正 令和7年(2025 年)4月1日

(目的)

第1条 「八王子市健康医療計画」(以下「計画」という。)を円滑かつ計画的に推進するとともに、八王子市における健康医療に関して総合的な見地から意見交換を行うため、八王子市健康医療計画推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(意見交換を行う事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の進行管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の重点項目の取組に関すること。
- (3) 保健医療・福祉の総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の会議は、次の各号に掲げる参加者で構成される。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 健康医療、福祉、教育関係団体及び地域団体の代表者
- (4) 健康医療部長及び健康づくり担当部長

(開催期間)

第4条 推進会議の開催期間は、令和 8 年(2026 年)年 6 月 30 日までとする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、健康医療部長とする。

(会議)

第6条 推進会議は、健康づくり担当部長が招集する。

- 2 推進会議は、公開するものとする。ただし、健康づくり担当部長の決定により公開しないことができる。
- 3 推進会議の内容により、推進会議の参加者以外の者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は健康医療部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、健康医療部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年(2022 年)8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年(2024 年)7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から施行する。